

○ハウスクリーニング実施要綱の制定について

(平成 28 年 3 月 25 日例規第 24 号)

この度、犯罪被害者支援の一環として、別添のとおり「ハウスクリーニング実施要綱」を制定し、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとしたので、その適正な運用に努められたい。

別添

ハウスクリーニング実施要綱

第 1 目的

この要綱は、犯罪行為により汚染された住宅、その敷地その他の生活の本拠と認められる場所（以下「犯罪被害者等宅」という。）を原状に回復するために行う血痕等の払拭、遺体の腐敗等によって汚染された室内の消毒及び消臭、残置物の撤去等（以下「ハウスクリーニング」という。）に要する費用について、公費による支出を行うことにより遺族等の精神的及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

第 2 公費による支出

1 支出の対象

公費による支出は、犯罪被害者等宅が殺人（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 199 条に規定する罪をいう。）又は故意により致死の結果を生じた事件によって汚染された場合で、当該犯罪被害者の遺族その他の当該犯罪被害者等宅に現に居住している者（以下「遺族等」という。）が事件後も継続して当該犯罪被害者等宅を生活の本拠とするときに、そのハウスクリーニングに係る費用に対して行う。

2 公費支出の範囲

公費により支出を行う費用は、専門の清掃業者による犯罪被害者等宅のハウスクリーニングに係る費用とし、当該犯罪行為によって破損した建具及び家具の交換、修復等に要する経費は含まない。

第 3 適用除外

第 2 の 1 に規定する支出の対象となる事案（以下「支出対象事案」という。）が次のいずれかに該当するときは、公費による支出を行わないものとする。

- (1) 遺族等が公費による支出を希望しないとき。
- (2) その他公費を支出することが社会通念上適切でないと認められるとき。

第 4 報告等

- 1 署長は、管轄区域内において支出対象事案が発生したときは、遺族等に対して本制度の趣旨及び手続について説明し、遺族等がハウスクリーニングの利用を希望したときは、その旨を県本部警察相談課長（以下「警察相談課長」という。）に速やかに報告するものとする。

- 2 警察相談課長は、前記 1 の規定による報告を受けたときは、関係所属長と協議の上、ハウスクリーニングの実施の可否を判断し、その結果を当該署長を経由して当該遺族等に連絡するものとする。

第5 費用の支出

1 業者に支出する場合

- (1) 署長は、第4の2の規定により、ハウスクリーニングを実施する旨の連絡を受けた場合には、ハウスクリーニング実施業者に必要事項の連絡を行うとともに、犯罪被害者等支援調書（別記様式）を作成し、速やかに警察相談課長に送付するものとする。
- (2) 警察相談課長は、前記(1)の規定による送付を受けたときは、執行上申書を作成し、犯罪被害者等支援調書とともに速やかに県本部会計課長（以下「会計課長」という。）に送付するものとする。
- (3) 会計課長は、ハウスクリーニング実施業者からの業務を完了した旨の報告書及び請求書に基づき、静岡県財務規則（昭和39年県規則第13号）で定めるところにより、口座振替により支出するものとする。

2 遺族等に支出する場合

- (1) 署長は、遺族等からハウスクリーニングに係る費用の交付の求めがあったときは、犯罪被害者等支援調書を作成し、速やかに警察相談課長に送付するものとする。
- (2) 警察相談課長は、前記(1)の規定による送付を受けたときは、執行上申書を作成し、犯罪被害者等支援調書とともに速やかに会計課長に送付するものとする。
- (3) 会計課長は、前記(2)の規定による送付を受けたときは、静岡県財務規則で定めるところにより、口座振替により遺族等に支出するものとする。

第6 公費による支出の例外

発生した事案が支出対象事案でない場合において、公費により費用を支出することが適当と認められるときは、当該事案に係るハウスクリーニングに要した費用を公費により支出することができるものとする。

第7 運用上の留意事項

全ての事件等がこの要綱に定める費用の支出対象となるものではなく、遺族等の状況を総合的に判断した上で、その可否を決定することから、遺族等に誤解を与えることのないよう十分留意すること。

第8 細目的事項

この要綱に定めるもののほか、支出の手續に関し必要な事項は、警察相談課長が別に定める。